

第5期三木市障害者基本計画 第6期三木市障害福祉計画 第2期三木市障害児福祉計画

概要版



令和3年3月
三木市

計画策定の趣旨

平成 18 年に国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国は平成 26 年 1 月にこれを批准しました。国においては、同条約の批准に向けた国内法の整備として、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」が大幅に改正され、「共生する社会」の実現という理念が掲げられました。障がい者の定義についても、「社会的障壁」によって日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であると示されています。

三木市（以下、「本市」という。）では、これまで 4 期にわたる障害者基本計画と、5 期にわたる障害福祉計画、また平成 29 年度には最初の障害児福祉計画を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

このたび、「第 4 期三木市障害者基本計画」、「第 5 期三木市障害福祉計画」、「第 1 期三木市障害児福祉計画」がそれぞれ最終年度を迎えることから、その理念を継承し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた障がい者施策の一層の充実を図るため、「第 5 期三木市障害者基本計画」、「第 6 期三木市障害福祉計画」、「第 2 期三木市障害児福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ

第 5 期三木市障害者基本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策に関する基本的な指針とするものです。第 6 期三木市障害福祉計画、第 2 期三木市障害児福祉計画は、障害福祉サービス等の向こう 3 年間の見込量や、提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定めるものです。いずれの計画も「三木市総合計画」及び「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、「三木市子ども・子育て支援事業計画」、「三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図りながら策定するものとしします。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度～令和 8 年度の 6 年間とします。ただし、「第 6 期三木市障害福祉計画」及び「第 2 期三木市障害児福祉計画」に関する部分については、国の指針に基づき令和 3 年度～令和 5 年度の 3 年間とします。

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者基本計画	第 4 期障害者基本計画			第 5 期障害者基本計画（本計画）					
障害福祉計画	第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画（本計画）			第 7 期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障害児福祉計画（本計画）			第 3 期障害児福祉計画		

目指す将来像と基本目標

本市では、障がいのある人が地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もがともに支え合う社会の実現を目指して障がい福祉施策を展開してきました。障がいの有無にかかわらず三木市民誰もが相互に人格と個性を尊重され、等しく社会参加する共生社会の実現に向け、施策の一層の推進に取り組みます。

《三木市障害者基本計画の目指す将来像》

誰もがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち 三木

■基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

障がいのある人が身近な地域の中で、ライフステージに応じて自ら選択し、自立した生活を安心して送ることができるよう、一人ひとりの希望や支援のニーズに沿いながら、相談支援や情報提供を行うとともに、福祉、保健・医療等のそれぞれのサービスの充実を図ります。入院・入所施設からの地域生活への移行を支援するとともに、地域生活支援拠点の設置等、地域における総合的な生活支援体制の整備を目指します。

■基本目標2：自分らしく生きるための支援の充実

障がいのある人の能力や可能性が最大限に発揮され、自分らしく生きることができるよう、教育・療育や就労の支援が求められます。支援を必要とする子どもとその家族が早期から支援を受けられる体制づくりや、インクルーシブな環境を確保しながら一人ひとりの個性や能力を伸ばせる教育環境の整備、自分らしく就労し社会参加できるための支援の充実に取り組みます。

■基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成

共生社会の実現に向け、一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で孤立することなく暮らすことのできる地域づくりを推進します。地域や関係団体と連携した権利擁護の仕組みづくりや、共生社会の実現に向けた市民の理解促進、災害時の支援体制の整備等に取り組みます。障がい者や家族の参加の機会を確保するとともに、支え合う社会づくりに向けた環境づくりを行います。

施策の展開

目指す将来像の実現に向け、3つの基本目標を分野別の柱として、施策の展開を図ります。

誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち
三木

基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス事業の充実
	②地域生活支援事業の充実
	③各種の生活支援事業の充実
(2) 相談支援体制の充実	①相談支援の充実
	②地域自立支援協議会の機能の強化
	③地域移行支援体制の充実
(3) 保健・医療の充実	①障がいの早期発見・早期支援の推進
	②適切な保健・医療の利用支援
	③医療機関との連携による地域包括ケアの体制づくり
(4) 社会参加の促進に向けた支援の充実	①行政サービスにおける合理的配慮の充実
	②コミュニケーション支援の充実
	③盲導犬・介助犬等の普及促進

基本目標2：自分らしく生きるための支援の充実

(1) 障がい児支援の充実	①就学前教育・保育の充実
	②児童の発達支援
(2) 教育支援体制の充実	①教育施策の充実
	②インクルーシブ教育システムの構築
	③相談・支援体制の強化
(3) 就労機会の拡充	①障がい者雇用・就業の促進
	②事業所等への啓発活動の推進
	③福祉的就労等の支援
(4) スポーツ・文化芸術活動等の推進	①スポーツ活動の推進
	②文化芸術活動の推進
	③読書バリアフリーの推進

基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成

(1) 福祉のまちづくりの推進	①建築物のバリアフリー化の推進
	②住宅のバリアフリー化の推進
	③移動・交通対策の推進
(2) 安全・安心な地域環境づくり	①災害時要援護者支援体制の整備
	②情報提供・通信体制の充実
	③防災のまちづくり
(3) 人権の尊重と権利擁護の推進	①福祉・人権教育の推進
	②人権啓発と差別の解消に向けた取組の充実
	③権利擁護の推進
(4) 共生社会づくりに向けた連携・協働	①ボランティア・市民活動の促進
	②当事者の参加の推進
	③周辺自治体との連携

障害福祉サービス等の提供体制の整備

ここからは障害福祉計画及び障害児福祉計画として、国が定めた基本指針に基づき、計画最終年度の達成を目指す数値目標の設定や、各種障害福祉サービス等の計画的な整備について定めます。

国の指針に基づく令和5年度の目標設定

●施設入所者の地域生活への移行●

項目	目標	考え方
地域生活に移行する人数	6人	令和元年度末時点の入所者数の6%
施設入所者の減少数	2人	令和元年度末時点の入所者数の1.6%

●地域生活支援拠点等の整備●

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	今後圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、計画期間内の整備を目指す

●福祉施設から一般就労への移行●

項目	目標	考え方
一般就労への移行者数	11人	令和元年度実績の127%
就労移行支援事業における移行者数	2人	国の指針に基づき一般就労への移行者数を達成できるように目標値を設定
就労継続支援A型事業における移行者数	5人	
就労継続支援B型事業における移行者数	4人	
就労移行支援事業等による一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者率	70%	就労定着支援事業の利用の増加
就労定着率8割以上の事業所数	2箇所	就労定着率の高い事業所の増加

●障害児支援の提供体制の整備●

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	こども発達支援センターにじいろの充実強化
保育所等訪問支援の実施	1箇所	本市では達成済みであり引き続き充実を図る
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	今後市内事業所と連携して体制整備を推進
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	4人	本市では北播磨圏域ですでに協議の場を設置し、コーディネーターについても配置済み

●相談支援体制の充実強化等●

項目	目標	考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	1箇所	本市では基幹相談支援センターを設置済みであり、引き続き三木市障害者（児）地域自立支援協議会等と連携しながら相談支援の充実・強化を図る

障害福祉サービスの見込み(活動指標)

●訪問系サービス●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問系サービス 合計	人/月	105	108	133	141	148	153
	時間/月	1,665	1,799	1,806	1,983	2,076	2,146
居宅介護	人/月	92	95	115	121	127	132
	時間/月	1,460	1,582	1,595	1,678	1,761	1,831
重度訪問介護	人/月	1	1	2	2	2	2
	時間/月	62	66	110	122	122	122
同行援護	人/月	11	12	15	16	17	17
	時間/月	131	146	91	163	173	173
行動援護	人/月	2	1	1	2	2	2
	時間/月	13	6	10	20	20	20
重度障害者等包括 支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

●日中活動系サービス●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人/月	184	194	209	220	230	240
	人日/月	3,535	3,765	3,786	3,985	4,166	4,348
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	3	5	5	6	6
	人日/月	52	57	59	79	95	95
自立訓練 (生活訓練)	人/月	7	8	8	8	9	9
	人日/月	97	123	65	125	141	141
就労移行支援	人/月	9	12	20	21	22	23
	人日/月	113	178	225	236	248	259
就労継続支援 (A型)	人/月	47	48	65	68	72	75
	人日/月	903	940	1,050	1,098	1,163	1,212
就労継続支援 (B型)	人/月	168	162	201	212	221	231
	人日/月	2,702	2,732	2,950	3,111	3,244	3,390
就労定着支援	人/月	3	11	12	13	13	14
療養介護	人/月	17	17	19	20	21	22
短期入所	人/月	47	54	75	79	83	86
	人日/月	246	309	280	373	392	406

●居住系サービス●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	53	59	70	84	90	96
施設入所支援	人/月	85	87	91	90	89	87
自立生活援助	人/月	0	2	2	2	2	2

●相談支援●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	125	134	138	146	152	159
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	2

●障害児通所支援等●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	48	59	75	72	84	96
	人日/月	172	287	310	360	420	480
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	8	6	11	5	5	5
放課後等デイサービス	人/月	101	120	165	181	188	192
	人日/月	941	1,203	1,425	1,810	1,880	1,920
保育所等訪問支援	人/月	5	12	22	26	30	34
	人日/月	5	12	44	52	60	68
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	1
	人日/月	0	0	0	0	2	2
障害児相談支援	人/月	40	41	55	53	58	61
コーディネーターの配置	人	1	2	2	3	3	4

●障害福祉サービス等の見込量の確保方策●

障害福祉サービス等の見込量を確実に確保するために、本市では次の方策を通じて提供基盤の整備を進めます。

- ①地域自立支援協議会との連携
- ④地域における居住の場の確保
- ②介護保険サービスとの連携
- ⑤相談支援体制の充実
- ③就労支援の確保
- ⑥障がい児支援の充実

●地域生活支援事業●

地域生活支援事業は、障がい者等のニーズに応じ、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市が地域の実情に応じて実施するものです。

事業名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	
三木市障害者（児）地域自立支援協議会	有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	件／年	3	3	3	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	有	
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	1	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	500	500	500	
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具	件／年	2	2	2
	自立生活支援用具	件／年	12	12	12
	在宅療養等支援用具	件／年	11	12	12
	情報・意思疎通支援用具	件／年	10	11	11
	排せつ管理支援用具	件／年	2,069	2,131	2,195
手話奉仕員養成研修事業	人／年	20	20	20	
移動支援事業	人／年	72	74	76	
	時間／年	5,188	5,332	5,476	
地域活動支援センターの基礎的事業	箇所	1	1	1	
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	
訪問入浴サービス事業	回／年	257	260	263	
日中一時支援事業	回／年	5,305	5,398	5,536	

第5期三木市障害者基本計画

第6期三木市障害福祉計画

第2期三木市障害児福祉計画

【概要版】

発行日：令和3年3月

発行：三木市 編集：三木市健康福祉部障害福祉課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL：0794-82-2000 FAX：0794-89-2449

